

# 土木工事設計単価改定方針

## 1 趣旨

この方針は、県土整備部建設管理課が所管する土木工事の設計に使用する単価（以下「土木工事設計単価」という。）の改定方針を定める。

## 2 設定方法及び改定時期

土木工事設計単価は、表1の左欄の区分に応じ、中欄の方法により設定し、右欄の時期に改定するものとする。

表1

区 分	設 定 方 法	改 定 時 期
①労務単価	「公共工事設計労務単価」をもとに設定	国から参考送付される時期
②国単価 (資材・損料等)	国から参考送付される「土木工事設計材料単価表」等をもとに設定。	国から参考送付される時期
③基準書掲載単価 (資材・損料等)	「土木工事積算基準書」に掲載されている単価をもとに設定。	積算基準書改定時
④物価資料掲載単価 (資材・賃料等)	物価資料 <sup>※1</sup> に掲載されている単価 <sup>※2</sup> の平均値 <sup>※3</sup> をもとに設定。	4月、7月、10月、1月
⑤物価資料掲載単価 (市場単価、標準単価)	「土木施工単価」「土木施工単価電子書籍」及び「土木コスト情報」「デジタル土木コスト情報」に掲載されている単価 <sup>※2</sup> の平均値 <sup>※3</sup> をもとに設定。	4月、10月 <sup>※4</sup> 及び積算基準書改定時
⑥県独自調査	市場調査を行い設定	4月及び10月
⑦掲載依頼単価 (他課所からの掲載依頼単価)	依頼課所が設定	4月（ただし、依頼があった場合には、その時期にも改定）

※1 物価資料とは「積算資料」、「積算資料電子版」、「建設物価」及び「Web建設物価」を指す。

※2 掲載されている単価に小数点以下の値がある場合は、小数点以下を切り捨てる。

※3 算出した平均値に小数点以下の値がある場合は、小数点以下を切り捨てる。

※4 改定時は、改定月前月時点の「土木施工単価」「土木施工単価電子書籍」及び「土木コスト情報」「デジタル土木コスト情報」（4月は「冬号」、10月は「夏号」）に掲載されている単価の平均値で設定。

## 3 物価変動による改定

上記2にかかわらず、表2に掲げる土木工事主要資材の実勢価格（物価資料に掲載されている単価の平均値）と設計単価に5%（小数第2位止め（小数点以下第3位四捨五入））以上変動した場合、その土木工事主要資材に対応する土木工事設計単価の全規格を実勢価格に改定する。

表 2

土 木 工 事 主 要 資 材		
No.	品 目	規 格
1	異形棒鋼	SD295A D16
2	H型鋼	SS400 細幅 200×100×5.5×8
3	セメント（袋）	普通ポルトランド
4	レディーミクスコンクリート	21-18-25 さいたま／熊谷／秩父
5	再生クラッシュラン	40～0mm さいたま／熊谷／秩父
6	アスファルト混合物	再生密粒度 AS 混合物（13） さいたま／熊谷／秩父
7	軽油	パトロール給油
8	スクラップ	ヘビーH2
9	硬質ポリ塩化ビニル管	VP-40

土木工事主要資材に対応する、土木工事設計単価表に掲載されている単価は「別表 3」のとおり。

#### 附 則

この方針は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

なお、土木・建築工事設計単価改定方針は、この方針をもって廃止する。